

平成31年 2月28日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

平成31年2月28日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐々木 義 則 君
企画財政課長 佐 野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 吉 田 泉 君
事務局次長兼議事調査係長 高 橋 美 樹 君

平成31年2月28日(木曜日) 午前9時26分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

報告 1 件

議案 2 5 件（条例 6 件、補正予算 7 件、予算 7 件、その他 5 件）

2) 一般質問の発言順序について 1 0 人

3) 会議の期間及び議事日程について

期間 3 月 5 日（火）から 2 5 日（月） 2 1 日間（別紙のとおり）

4) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時26分 開会

委員長（前原吉宏君） 皆さん、おはようございます。

それでは、座らせていただいて進めたいと思います。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

きょうの委員会、全員出席でございますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、3、議長からの諮問、美里町議会3月会議についてということで、1）議案等について、行政報告からよろしく願います。

総務課長（佐々木義則君） それでは、おはようございます。

総務課長の佐々木でございます。この3月議会につきましても、どうぞ御指導よろしく願います。

それでは、初めに、行政報告のほうから説明申し上げます。座って説明させていただきます。

行政報告につきましては2件でございます。

まず、1つ目につきましては、美里町の空間放射線量の測定結果についてでございます。

平成30年12月会議で報告した以降の平成30年12月1日から平成31年1月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を報告するものでございます。測定結果については、測定結果資料を総括しているところでございます。この内容について報告させていただきます。

もう一つにつきましては、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてで、こちらについては教育長より行政報告を申し上げるものでございます。

平成29年度の教育委員会で実施いたしました点検・評価の内容について、既に31年1月30日に議会のほうに提出しているところでございますが、その概要につきまして報告をするものでございます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かございますか。行政報告2件。よろしいですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 点検・評価では、我々に配付はされているんだけど、それで、中身的にはあのままで変わったところはないということでもよろしいですか。その後、字句の訂正なり、例えば、追加で、文言が追加になったりとか、そういうことは一切なしで、あのとおりということなんでしょうか。

総務課長（佐々木義則君） はい。

委員（吉田眞悦君） いや、ごめんね。今何で聞いたのかというのは、だからもし、中身が変わっている部分があるのであれば、当然それなりの処置をしなければいけないからと思って今聞いただけの話だから。

総務課長（佐々木義則君） 全員協議会の説明から変更点がというと。

委員（吉田眞悦君） 全て同じということだね。

総務課長（佐々木義則君） 済みません、ちょっとそこ確認させていただきます。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前 9時30分 休憩

午前 9時30分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

委員（吉田眞悦君） 変わっている場合とすれば、それなりの対処をしなければいけないからということだから。それだけだよ。

総務課長（佐々木義則君） それでは、全員協議会での報告した内容から最終的な報告書、変更点等がある場合については、その変更箇所等もあれば含めて行政報告の中で報告させていただくということによろしいでしょうか。

委員（吉田眞悦君） 違う。だから、教育委員会に確認してもらって、あのとおりですということであれば何もそれでいいのだから。難しいことでも何でもないので。

委員長（前原吉宏君） 確認だけしてもらって。

総務課長（佐々木義則君） それでは、時間いただいても。

委員長（前原吉宏君） 休憩いたします。今する。

総務課長（佐々木義則君） はい。今します。

委員長（前原吉宏君） ちょっと休憩します。

午前 9時32分 休憩

午前10時04分 再開

委員長（前原吉宏君） では、再開します。

行政報告の中で、今、話になりました教育に関する事務の管理等について正式な報告書なんですけれども、それについては確認の上、ない場合は再配付していただくということによろしいでしょうか。（「はい」「お願いします」の声あり）

それでは、時間をとりましたけれども、次、お願いします。

総務課長(佐々木義則君) それでは、引き続きまして、報告のほうに入らせていただきます。

報告第17号専決処分の報告についてでございます。

議案書1ページ、資料編についても1ページとなります。

保育所保育料及び延長保育料の延滞金の少額訴訟による訴えの提起に係る専決処分の内容となります。

本件については、債務者が、平成28年度の保育所保育料27万円及び延長保育料2,000円を滞納しておりました。少額訴訟による訴えの提起までの経緯及び理由につきましては、資料編に記載のとおりでございます。

本債権は、非強制徴収公債権であり、強制執行の手続を行うため、民事訴訟法第368条の規定に基づく少額訴訟による訴えの提起について、平成31年1月23日付で専決処分したものでございます。

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、それについて同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

委員長(前原吉宏君) ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。(「休憩していいですか」の声あり)

休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時09分 再開

委員長(前原吉宏君) それでは、再開します。

報告17号について、何かございますか。(「ちょっと休憩」の声あり)

休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

委員長(前原吉宏君) それでは、再開します。

報告第17号について、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、次、お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第52号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

議案書3ページ、資料編については2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、関係条例3本について整備を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

最後のほうにありますが、今回これに伴って改正する条例につきましては、美里町職員の自己啓発等休業に関する条例、それから、美里町水道法施行条例、それから、美里町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の、この3本ということになります。学校教育法の改正内容については、新たに高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が創設されることに伴うものでございます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。議案第52号、よろしいですか。

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

議案第52号について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第53号消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

議案書につきましては5ページ、資料編につきましては7ページとなります。

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、使用料等の額を改正するため、関係条例5本について整備を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

資料編の7ページをごらんいただいた内容で、いわゆる現在の8%から10%に変更をする部分について、地域下水処理場使用料、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、水道事業に関する分担金、それから、病院の個室使用料、それから、診断書等の料金等を改正する

ものでございます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第54号美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の御説明を申し上げます。

議案書9ページ、資料編については14ページからとなります。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日から施行されることにより、民間においては時間外労働の上限規制等が導入されます。また、国家公務員においても人事院規則が改正され、平成31年4月1日から超過勤務命令の上限時間を定めることとされました。本町においても、時間外勤務命令の上限時間等を人事院規則に準じて附則を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。議案第54号、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第55号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書10ページ、資料編につきましては16ページとなります。

人件費に係る財政負担の軽減を図るため、引き続き平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、美里町長等の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて出た額に相当する額を減ずるものでございます。

以上、条例改正の内容となりますので、よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。議案第55号。千葉委員。

委員（千葉一男君） 財政の計画が私はいつも同じだと思うんだけど、現実にはこうやってやっていますよね、今の社会の変化とかそういうのを考えて、これが妥当なんですか、継続す

ることが。と思っているんですけれども、その辺どう説明されますか。

委員長（前原吉宏君） 一回、休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

委員（千葉一男君） わかりました。いいです。

委員長（前原吉宏君） 議案第55号、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に進みたいと思います。議案第56号お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第56号美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書11ページ、資料編につきましては18ページとなります。

地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成30年6月27日に公布され、また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率について保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とし、また、償還方法について月賦償還を追加するものでございます。

詳細につきましては、会議当日、健康福祉課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。議案第56号、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第57号美里町水道法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書12ページ、資料編については20ページとなります。

水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者の資格要件について所要の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、水道事業所長から御説明を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第57号、何かございますか。（「ありません」の声あり）

それでは、ありませんということですので、第58号についてお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 引き続きまして、議案第58号工事変更協定の締結についてでございます。

議案書13ページ、資料編については22ページからとなります。

陸羽東線小牛田・北浦間彫堂踏切拡幅工事について、地方自治法第96条第1項第5号に該当する事件として、平成30年5月18日に議会の議決を受けた協定でございます。工事変更協定を締結するため、地方自治法第96号第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、建設課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。第58号、よろしいですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） ちょっと仕組みだけについて確認させてください。

JRの関係する工事の場合、当然外部の企業の方々がということにはならない工事だとは認識はしておるんですが、ただ、当初の計画からかなり安くなっているから、そこは大幅な増改ではないからだけれども、そういうふうなのを、乖離が、かなりの額が出るということは常にあり得ることなのか、どうなんですか。だから、合併して美里町になってから東西自由通路も大きな事業としてあったわけですね。記憶も薄れているからだけれども、今回のこれでいうと、大きな事業からすると、恐らく2カ所なのかなというふうに思うけれども、こういうような事態というのは普通にあり得るものという認識なのかな、執行側とすれば。28ページの工事概要書なんか見ると、確かにどこがすぐれているとか、何カ所とかあるんだけど、ただ、それに伴って4,384万円も下がっているわけですね。だから当初の見積もりというか、その契約の仕方というのと実際の工事終わってからの精算という部分で乖離が、半分以上ぐらい安くなったんでしょう。

総務課長（佐々木義則君） その辺については、ある程度工事の事業費関係についてはJRのほうから示されて、担当している建設課と内容等については精査するものも、ある意味どうしても鉄道敷の部分については特殊工事の扱いに入ってくるかと思います。単純にこちらでも通常持っている単価ではじけるといって、そういった部分ないものですから、その辺については、

ある程度精査するにしてもなかなかすぐ積算自体、こちらで正確なところを確認するのは難しいということで、ある程度JRさんで積算した数字をある程度は信用せざるを得ないというふうに、それでいかざるを得ないのかなという町側の認識になります。

委員長（前原吉宏君） 吉田委員。

委員（吉田眞悦君） だから、結局は特殊工事といわれれば確かに特殊な部分になるかもしれないけれども、ただ、裏を返すと、今の話からすると、JRから言われっ放しでというような、言葉は悪いかもしれないけれども、そういう契約にまずならざるを得ないというような認識のかな。認識というより現状がそうなのかということなんだけれども。

総務課長（佐々木義則君） 現状がそういう状態であるということです。あと、工事内容については、当然町との協議はしながらやっていると思うんですけども、この26年の工事等も、下の踏切の部分の工事等、具体的に工事が始まってからの中で再度協議をして、例えば、ガードレールですと盛り土の関係等、舗装工事の部分等が、これが実際なくなる部分が出てきたんですが、この辺町との工事の切り分け部分についても、やはり細かいところを精査していった中で工事区画が変更になっている箇所等もあるというようなこともあるということです。

委員長（前原吉宏君） ほかに。よろしいですか。（「前に1回変更しているんだよね」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） これ自体が。（「これ自体じゃなくて」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

それでは、第58号について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次、お願いしたいと思います。

企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。

本議会につきましても、御指導のほうよろしく願いいたします。

私のほうからは、議案第59号平成30年度美里町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては14ページ、資料編につきましては28ページでございます。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,230万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,100万7,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にのっとって説明させていただきます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の47ページ、48ページをお開きください。47ページ、48ページでございます。

今回の補正につきましては、事業精査による請け差による減額が主なものでございますので、要点のみで御説明させていただきますことを御了承願います。

1 款議会費で177万1,000円減額いたしました。1 項議会費の議会費で177万1,000円減額いたしました。

2 款総務費に34万3,000円追加いたしました。

52ページのほうをお開きください。52ページの中段でございます。

1 項総務管理費の財産管理費、東日本大震災復興推進基金積立金で309万8,000円追加し、続いて、54ページに、次のページです。中段でございます。まちづくり推進費で地域づくり支援事業補助金240万1,000円減額し、また1ページめくってください。上段でございます。諸費に定住促進補助金1,050万円追加いたしております。下段でございます。3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費で通知カード・個人番号カード関連事務交付金264万9,000円減額いたしております。

3 款民生費で8,135万7,000円減額いたしました。

57ページ、58ページでございます。

1 項社会福祉費の社会福祉総務費、プレミアム付商品券電算業務委託料216万円追加し、続いて、60ページでございます。次のページ、上段でございます。高齢者福祉費で敬老事業260万3,000円、老人保護措置事業1,008万1,000円、それぞれ減額いたしました。プレミアム付商品券電算業務委託料につきましては、平成31年12月に発行完売を計画しておりますプレミアム付商品券事業の実施に当たり、システム改修等の事務作業を行うものでございます。

障害者及び障害児福祉費に障害者総合支援給付金600万円追加いたしました。

国民健康保険費で国民健康保険特別会計繰出金1,406万円減額いたしました。

続いて、62ページでございます。上段です。

後期高齢者医療対策費で後期高齢者医療特別会計繰出金332万9,000円減額いたしました。

介護保険費で介護保険特別会計繰出金1,452万7,000円減額いたしました。

2 項児童福祉費の児童福祉総務費で他市町保育所委託料609万6,000円、地域型保育事業給付費負担金430万7,000円、それぞれ減額いたしました。

続いて、64ページお開きください。中段でございます。

児童措置費で児童手当給付事業842万5,000円減額いたしました。保育所費で小牛田保育所保育士報酬429万5,000円、南郷保育園保育士報酬371万3,000円、それぞれ減額いたしました。

続いて、67、68ページをお開きください。

4款衛生費で810万4,000円減額いたしました。

1項衛生費の健康増進費で316万1,000円減額いたしました。これは、各種がん検診等の委託料の減額が主なものでございます。

続いて、6款農業水産業費に612万1,000円追加しました。

72ページをお開きください。下段のほうです。

1項農業費の農業振興費に機構集積協力金交付金256万2,000円追加し、土地利用型野菜の産地形成促進事業補助金130万円減額いたしました。

続いて、次のページ、74ページの中段でございます。

畜産業費で優良繁殖牛貸付基金事業貸付金450万円減額いたしました。農地費に県営農地整備事業負担金1,608万5,000円追加し、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金392万2,000円減額いたしました。

7款商工費に702万6,000円追加いたしました。

76ページをお開きください。中段でございます。

1項商工費の商工振興費に企業立地促進基金積立金795万2,000円追加いたしました。これは南八丁地区の既存立地企業に隣接する町有地の売払収入を財源として積み立てを行うものでございます。

8款土木費で1,047万7,000円減額いたしました。

78ページをお開きください。上段でございます。

1項土木管理費の土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業分担金143万円追加いたしました。これは県が事業主体である素山地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う分担金の追加でございます。2項道路橋梁費の道路橋梁維持費で側溝改修及び町道舗装補修工事請負費499万円減額いたしました。道路新設改良費でJR陸羽東線彫堂踏切拡幅工事委託料4,384万4,000円減額し、道路改良工事請負費3,845万3,000円追加いたしました。4項都市計画費の公共下水道費に下水道事業会計公共下水道事業補助金215万8,000円追加いたしました。

続いて、次のページ、80ページお開きください。中段でございます。

5項住宅費の住宅構造改革事業費で木造住宅耐震診断業務委託料70万円、木造住宅耐震改修

工事補助金400万円、それぞれ減額いたしております。

9 款消防費で620万6,000円減額いたしました。

1 項消防費の非常消防費で大崎地域広域行政事務組合消防費負担金152万円。続いて、82ページ中段でございます。災害対策費で戸別受信機設置補助金249万円、それぞれ減額いたしました。

10款教育費で1,790万6,000円減額いたしました。

84ページ、上段をお開きください。

1 項教育総務費の事務局費に少額資金貸付事業基金積立金540万8,000円追加いたしました。これは、少額資金貸付事業に対する指定寄附があり、一括償還された少額資金貸付金とともに基金に積み立てるものでございます。

続いて、88ページに入っていきたいと思います。中段から下のほうでございます。

3 項中学校費の学校負担費で小牛田中学校ブロック塀解体及び建設工事請負費219万1,000円減額いたしました。

次のページの下段のほうをお願いします。

4 項幼稚園費の幼稚園費に特別支援教育支援員報酬164万5,000円追加し、預かり保育員報酬235万4,000円減額いたしております。

次に、歳入について申し上げます。

31ページ、32ページまでお戻り願います。31ページ、32ページでございます。

歳入でございます。

1 款町税に305万1,000円追加いたしました。1 項町民税の法人で法人町民税均等割312万6,000円減額し、法人町民税法人税割1,091万円追加いたしました。2 項固定資産税で固定資産税滞納繰越分122万3,000円減額いたしました。3 項軽自動車税に軽自動車税滞納繰越分14万5,000円追加いたしました。4 項町たばこ税で町たばこ税減免課税額442万9,000円減額いたしました。5 項都市計画税で都市計画税滞納繰越分27万2,000円減額いたしました。

3 項利子割交付金で5万5,000円減額いたしました。

4 項配当割交付金に371万5,000円追加いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金に474万1,000円追加いたしました。

続いて、32ページでございます。

6 款地方消費税交付金で887万5,000円減額いたしました。

7 款自動車取得税交付金で13万円減額いたしました。

9 款地方交付税で821万8,000円減額いたしました。このうち普通交付税につきましては、国

の補正予算において国税収入の補正に伴って地方交付税額が増額されたことに、これまで減額されておりました調整額について、追加交付される財政措置が行われることになり追加するものでございます。また、普通交付税で補足されない特別の財政需要に対し交付される特別交付税につきましては、災害対応に係る経費が最優先して算定される制度のため、昨年全国各地で災害が多発している状況から減額をするものでございます。

11款分担金及び負担金につきましては、133万7,000円追加いたしております。

1項分担金の土木費分担金に急傾斜地崩壊対策事業分担金56万4,000円追加いたしております。これは、県事業である素山地区の急傾斜地崩壊対策事業の実施が決まったことに伴う受益者分担金の追加でございます。2項負担金の農林水産業費負担金に基幹水利施設管理事業負担金163万9,000円追加いたしました。これは、経営基幹水利施設管理事業で実施しておりますふたつぼ地区調査事業に対する東松島市からの負担金が主なものでございます。

12款使用料及び手数料に277万5,000円追加いたしました。

1項使用料の土木使用料に町営住宅使用料607万4,000円追加し、教育使用料で幼稚園保育料105万6,000円の減額が伴うものでございます。

次のページ、36ページお開きください。

13款国庫支出金で842万減額いたしました。

1項国庫負担金の民生費国庫負担金で国民健康保険費負担金221万9,000円、児童措置費負担金564万円、それぞれ減額いたしました。2項国庫補助金の民生費国庫補助金にプレミアム付商品券事業補助金216万円、消防費国庫補助金に社会資本整備総合交付金372万6,000円、それぞれ追加いたしました。

38ページをお開きください。次のページでございます。中段です。

14款県支出金で1,236万2,000円減額いたしました。

1項県負担金の民生費県負担金で国民健康保険費負担金526万3,000円、後期高齢者医療対策費負担金204万4,000円、児童福祉総務費負担金270万3,000円、児童措置費負担金139万3,000円、それぞれ減額いたしました。

次のページ、20ページお開きください。中段でございます。

2項県補助金の農林水産業費県補助金に機構集積協力金交付金256万1,000円追加いたしました。

続いて、42ページお開きください。こちらも中段でございます。

15款財産収入で9,046万6,000円減額いたしました。

2 項財産売払収入の不動産売払収入で町有地土地売払収入9,204万8,000円額し、有価証券売払収入に270万円追加いたしました。町有地土地売払収入につきましては、平成30年度に売り払いを予定していました旧町営桜木住宅跡地及び旧練牛小学校跡地などの町有地が平成30年度中に売却を完了する見込みが立たないことによるものであります。有価証券売払収入につきましては、町が出資しております有限会社とんたろうから経営の自主自立性を図りたいとの申し出を受け、出資金の全額について引き上げるものでございます。

16款寄附金に503万円追加いたしました。

1 項寄附金の教育費寄附金に少額資金貸付事業指定寄附金500万円の追加が主なものでございます。

17款繰入金で934万円減額いたしました。

2 項基金繰入金の財産調整基金繰入金に633万7,000円、合併振興基金繰入金に1,016万円、それぞれ追加し、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金1,224万7,000円、続いて、44ページをお開きください。福祉基金繰入金329万7,000円、優良繁殖牛貸付基金繰入金450万円、町営住宅整備基金繰入金164万2,000円、奨学資金貸付事業基金繰入金164万4,000円の減額が主なものでございます。

19款諸収入に1万7,000円追加いたしました。

3 款貸付金元利収入の民生費貸付金収入で、災害援護資金貸付金元利収入1,631万7,000円減額いたしました。4 項雑入の納付金で各種検診個人負担金151万7,000円、給食事業収入の給食費納付金で400万1,000円、それぞれ減額し、続いて、46ページ、次のページ、中段でございます。雑入の宮城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金返還金に1,402万1,000円追加いたしました。

20款町債に190万円追加いたしました。

1 項町債の農林水産業費債に公共事業等債1,040万円追加いたしました。土木債で合併特例事業債220万円、公共施設等適正管理推進事業債460万円、それぞれ減額いたしました。消防債で緊急防災減災事業債30万円、合併特例事業債140万円、それぞれ減額いたしました。

続いて、24ページにお戻りください。24ページでございます。

予算本文第2条 繰越明許費の補正につきましては、プレミアム付商品券事業を初め、4事業について平成30年度内に事業が終了する見込みがないことから、平成31年度に繰り越すものでございます。

続いて、次のページ、25ページをお開きください。25ページです。

予算本文第3条 債務負担行為の補正につきましては、空調機器保守点検業務委託料（南郷庁舎）を初め、8件について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。道路管理業務委託料を除きまして、平成31年10月に消費税率が引き上げられることに伴うものでございます。

続いて、次のページ、26ページでございます。

予算本文第4条 地方債の補正につきましては、農業農村整備事業にかかわる公共事業等債を初め、5件追加して、それぞれ限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの議案第59号について、何かございますか。

私から、素山の急傾斜地という言い方なんだけれども、行政区では桜木だね。

企画財政課長（佐野 仁君） 工事させていただいたんですけれども、県営事業でこうなっております。（「県の」「事業名称だから」の声あり）

委員長（前原吉宏君） はい、了解しました。（「今のやつでちょっと」の声あり）どうぞ。

委員（千葉一男君） あそこは呼称だとわかったんですけれども、行政区だから、住所はどうなんですか。（「住所は桜木です」の声あり）桜木だよ。

委員長（前原吉宏君） ほかに。福田委員。

委員（福田淑子君） 42ページの15款の有価証券売却収入の関係の資料というのはあえて。

企画財政課長（佐野 仁君） 有限会社とんたろうからの出資を引き上げるということですよ。特段、資料等はないです。これは今年度の補正でも一部引き上げさせていただいていたんですけれども、最終的に全額を引き上げさせていただきたいという方向となりましたので、新しいことは有していませんけれども。（「全額だよ」の声あり）株券が1万円の270株、こちらを今回全額、こちらを全額。（「総額で」の声あり）そうですね、前回50万円、50株でやったので。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。ほかにないですか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） ちょっと確認させてください。歳入の分で給食費。その原因というか、当初から比べると精査してこのくらい減るといことなのだけれども、心配している給食費の未納関係ではないということでもいいのかな。現時点で聞くけれども。

企画財政課長（佐野 仁君） 過年度分も多少減額しておりますけれども、歳出のほうで見ましても、賄い材料費等も合わせて減額しております。給食ができなかった時期がございますの

で、その分を計算し直しまして減額、今回は減額します。

委員（吉田眞悦君） だから、これには、決算のときには出てくるだろうけれども、それは未収ということでは反映されていないということではないんですね。

企画財政課長（佐野 仁君） 今回の補正には含まれないとしています。

委員長（前原吉宏君） 事故欠席とかそういう部分を精査してということ。

企画財政課長（佐野 仁君） そうです。欠席だったり、災害等で学校休みとか。給食費です。

委員長（前原吉宏君） 数だからね。よろしいですか。議案第59号について、ほかに。よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

では、休憩したいと思います。皆さん、11時5分まで休憩したいと思います。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開したいと思います。

議案第60号からよろしくをお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第60号平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては97ページ、資料編につきましては30ページからでございます。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,035万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,365万1,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものにつきましては、これまでの実績を見込んだ平成30年度の保険給付費の追加でございます。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書に沿って御説明させていただきます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

112ページ、113ページをお開き願います。112、113でございます。

1款総務費で73万9,000円減額いたしました。1項総務管理費の一般管理費で64万2,000円減額いたしました。3項運営協議会費で7万6,000円減額いたしました。

2款保険給付費1,757万3,000円追加いたしました。1項療養諸費の一般被保険者療養給付費に一般被保険者療養給付費負担金1,500万円追加いたしました。一般被保険者療養給付費負担金につきましては、インフルエンザが大流行していることから負担金に不足が見込まれるため追加するものでございます。

続いて、115ページお開き願います。

2 項高額療養費の一般被保険者高額療養費に一般被保険者高額療養費負担金487万円追加いたしました。一般被保険者高額療養費負担金につきましては、負担金に不足が見込まれることから追加するものでございます。4 項出産育児諸費で出産育児一時金168万円減額いたしました。5 項葬祭諸費で葬祭給付費60万円減額いたしました。

5 款ほか保険事業費で652万2,000円減額いたしました。1 項保険事業費で被保険者検診補助金75万6,000円減額いたしました。

117ページをお開き願います。

2 項特定健康診査等事業費で特定健康診査等委託料573万8,000円減額いたしました。

6 款基金積立金に4万円追加いたしました。1 項基金積立金に財政調整基金利子積立金4万円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

108ページ、109ページにお戻り願います。

1 款国民健康保険税に840万5,000円追加いたしました。1 項国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税に医療給付費分現年課税分915万円、後期高齢者支援金分現年課税分578万7,000円、それぞれ追加し、介護納付金分現年課税分で274万5,000円減額いたしました。退職被保険者等国民健康保険税で医療給付費分現年課税分241万4,000円、後期高齢者支援基金分現年課税分75万8,000円、介護納付金分現年課税分54万5,000円、それぞれ減額いたしております。

2 款使用料及び手数料に5,000円追加いたしました。

3 款県支出金に2,106万8,000円追加いたしました。1 項県補助金の保険給付費等交付金に普通交付金1,985万3,000円、特別交付金の特別調整交付金分59万4,000円、都道府県繰入金36万5,000円、乳幼児医療費助成事業運営強化補助金に25万6,000円、それぞれ追加いたしました。

4 款財産収入に4万円追加いたしました。1 項財産運用収入の利子及び配当金に財政調整基金積立金利子4万円追加いたしました。

5 款繰入金で2,121万4,000円減額いたしました。1 項他会計繰入金の一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金の保険税軽減分553万8,000円、保険者支援分443万9,000円、次のページ、111ページです。職員給与費等繰入金132万8,000円、出産育児一時金繰入金112万円、財政安定化支援事業繰入金189万3,000円、それぞれ減額し、乳幼児医療費助成事業運営強化繰入金に25万6,000円追加いたしました。2 項基金繰入金で財政調整基金繰入金715万2,000円減額いたしました。

7 款諸収入に204万8,000円追加いたしました。1 項延滞金加算金及び過料の延滞金に一般被保険者延滞金186万8,000円追加いたしました。3 項雑入の一般被保険者返納金に32万6,000円、退職被保険者等返納金10万4,000円それぞれ追加し、特定健康診査一部負担金で22万6,000円減額いたしております。

続いて103ページにお戻りください。103ページです。

予算本文第2条 繰越明許費につきましては、特定健康診査等事業費について平成30年に特定健康診査を受診した国民健康保険被保険者で、特定保健指導を実施した9人の指導結果が平成31年5月にわかる見込みであることから翌年度に繰り越すものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。議案第60号について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いしたいと思います。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第61号平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書118ページ、資料編31ページになります。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ859万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,123万5,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものにつきましては、保険料の減額及び保険料の収納実績に伴う広域連合納付金の減額でございます。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にのっとり御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

128ページ、129ページをごらん願います。128、129です。

1 款総務費で60万6,000円減額いたしました。1 項総務管理費の一般管理費で通信運搬費10万円減額いたしました。2 項徴収費の徴収費で運搬通信費16万5,000円、特別徴収開始通知書及び普通徴収納入通知書等作成業務委託料36万1,000円、それぞれ減額いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で743万8,000円減額いたしました。

3 款保険事業費で55万4,000円減額いたしました。1 項健康保険増進事業費の健康診査費で後期高齢者健康診査業務委託料55万4,000円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

126ページ、127ページでございます。

1 款後期高齢者医療保険料で471万4,000円減額いたしました。1 項後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料で現年度分特別徴収保険料862万7,000円減額し、普通徴収保険料に現年度分普通徴収保険料342万3,000円、滞納繰越分普通徴収保険料49万円、それぞれ追加いたしました。

3 款繰入金で332万9,000円減額いたしました。1 項一般会計繰入金の事務費繰入金で60万4,000円、保険基盤安定繰入金で272万5,000円、それぞれ減額いたしました。

5 款諸収入で55万5,000円減額いたしました。2 項雑入で宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金55万5,000円減額いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第61号について、何かございますか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） さきに、議会からの政策提言の中で、教育民生のほうから後期高齢者にやっていた健康診査の補助金を活用しながら、もっと充実した健康診査のほうに力を入れたほうがいいんでないかというのがあったと思うんだ、そういう記憶を私はしているんだけど、この中で結局は歳入のほうでも補助金が当初から比べると55万円ほど減らされているけれども、それは実績だと思うんですが、その減らされている理由というのがどういう、要するに、減った理由、わかる。せっかくそれらを活用してもっと事前に要望したらいいんでないですかという提言があったように、たしかやったよね。だからそのちょっと絡みだけお聞きしたいなと思って。

企画財政課長（佐野 仁君） 具体的なことまでちょっと、もうちょっと検討になるんですけども、今回の補正予算につきましては、既に30年度の実績でこの分が減らされて、減ですから、事業を実施しなかったことについては、それはしていないというふうになります。

委員（吉田眞悦君） わかるんだけど、結局、そういう提言を受けたから一生懸命やったんだけど参加者が少なかったとかということであるんだか、どうだかなという思いがしたから。（「休憩してください」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

それでは、第61号について、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いしたいと思います。

企画財政課長（佐野 仁君） 続いて、議案第62号平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書130ページ、資料編につきましては31ページからでございます。

予算本文第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,817万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,247万円といたしております。

今回の補正予算の主なものにつきましては、保険料の収入見込み額の追加によりこれまでの実績を見込んだ保険給付費等の減額でございます。

事項別明細書にのっとって説明いたします。

初めに、歳出について申し上げます。

145ページ、146ページをお開き願います。

1款総務費で40万5,000円減額いたしました。1項総務管理費の一般管理費で13万6,000円、2項徴収費の賦課徴収費で賦課徴収電算処理業務委託料16万3,000円、3項介護認定審査会費で介護認定審査会委員報酬7万円、4項運営委員会費で3万6,000円、それぞれ減額いたしました。

2款保険給付費で1億2万1,000円減額いたしました。1項介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費負担金1,225万2,000円、148ページ、次のページにいきたいと思います。特例居宅介護サービス給付費負担金670万7,000円、施設介護サービス給付費負担金6,693万8,000円、それぞれ減額し、地域密着型居宅介護サービス給付費負担金1,406万1,000円、居宅介護サービス定額給付費負担金294万円、それぞれ追加いたしました。

次のページ、150ページにいきたいと思います。

2項支援サービス等諸費で介護予防サービス給付費負担金604万4,000円、地域密着型介護予防サービス給付費負担金494万8,000円、介護予防サービス定額給付費負担金285万7,000円、それぞれ減額いたしました。6項特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費で特定入所者介護サービス給付費負担金1,727万6,000円減額いたしました。

154ページに飛んでいただきます。

3款基金積立金で2,118万9,000円減額いたしました。1項基金積立金で介護給付費準備基金積立金2,119万1,000円減額し、介護給付費準備基金利子積立金2,000円追加いたしました。

4款地域支援事業費で1,655万5,000円減額いたしました。1項介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費で介護予防生活支援サービス事業負担金900万9,000円、

介護予防ケアマネジメント事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料245万6,000円、それぞれ減額いたしました。

次のページ、156ページ、上段でございます。

2項一般介護予防費で介護予防事業委託料7万3,000円減額いたしました。3項包括的支援事業費・任意事業費の任意事業費で寝たきり老人等介護慰労金7万2,000円、認知症家族介護者交流会講師謝礼6万2,000円、それぞれ減額し、高齢者紙おむつ等支給補助費に49万円追加いたしました。包括的継続的ケアマネジメント支援事業費で地域包括支援センター専門員報酬150万3,000円、次のページ、158ページでございます。介護予防支援事業費で介護予防支援事業業務委託料285万8,000円、それぞれ減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

141ページ、142ページにお戻り願います。141、142でございます。

1款保険料に314万3,000円追加いたしました。1項介護保険料の第1号被保険者保険料に現年度分特別徴収保険料276万5,000円、過年度分普通徴収保険料140万円、それぞれ追加し、現年度分普通徴収保険料で102万2,000円減額いたしました。

3款国庫支出金で5,727万7,000円減額いたしました。1項国庫負担金で介護給付費国庫負担金615万4,000円減額いたしました。2項国庫補助金で介護給付費調整交付金5,067万3,000円、介護予防・日常生活支援総合事業国庫交付金227万3,000円、包括的支援事業・任意事業国庫交付金80万6,000円、それぞれ減額し、保険者機能強化推進交付金に262万9,000円追加いたしました。

4款支払基金交付金で4,508万2,000円減額いたしました。1項支払基金交付金で介護給付費支払基金交付金4,262万7,000円、地域支援事業支払基金支援交付金245万5,000円、それぞれ減額いたしました。

5款県支出金で1,959万8,000円減額いたしました。1項県負担金で介護給付費県負担金1,805万8,000円、2項県補助金で介護予防・日常生活支援総合事業県交付金113万7,000円、144ページです、次のページです。包括的支援事業・任意事業県交付金40万3,000円、それぞれ減額いたしました。

6款財産収入に2,000円追加いたしました。1項財産運用収入に介護給付費準備基金利子2,000円追加いたしました。

7款繰入金で1,452万7,000円減額いたしました。1項一般会計繰入金で介護給付費一般会計繰入金1,250万3,000円、事務費等一般会計繰入金40万5,000円、介護予防・日常生活支援総合事

業繰入金113万7,000円、包括的支援事業・任意事業繰入金46万8,000円、低所得者保険料軽減繰入金2万1,000円、それぞれ減額いたしております。

9款諸収入で483万1,000円減額いたしました。1項延滞金加算金及び過料に第1号被保険者延滞金16万円追加いたしました、2項雑入で介護予防支援サービス収入499万1,000円減額いたしました。

続いて、136ページに戻りたいと思います。136ページです。

予算本文第2条 債務負担行為につきましては、消費税の増額に伴う地域包括支援システムソフトウェア保守業務委託料の追加について、新たに期間と限度額を定めるものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第62号について、何かございますか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） まず、歳入のほう141ページのところで、3款2項の中身で、当初ゼロだったのが追加で262万9,000円保険者機能強化推進交付金というのが新たに出てきたんですけども、これはもらう側だからだけれども、これを新たに国のほうでということになったと思うんですけども、これらの絡みで153ページにそれを手当てしているわけね。12款の地域支援事業費の中にその260何万円もいただいたものを介護予防生活費用の中に盛り込んでいるから。ただ、これは結局、新たな事業としてやるということではなくて、財源の補填だよという形だけの話になっているのかな、その辺の組み替えから見ると。

企画財政課長（佐野 仁君） 委員おっしゃるとおりでして、今回のこの予算につきましては、財源組み替えを行っております。3款2項5目の当初予算からこの予算が交付される見込みとなりましたから、現在歳出側の4款1項1目で実施しておりますように、その事業の内容で充当できることになりましたので、こちらのほうに予算の財源の組み替え等を行っている予算となっております。

委員（吉田眞悦君） ということは、新たな事業の展開というのではなく、既存の事業でそれらをまずはやっているものを使って構わないという、該当するという考え方でやったということなんだね。

企画財政課長（佐野 仁君） おっしゃるとおりでございます。

委員長（前原吉宏君） ほかに。よろしいですか。（「金の流れだけの話だ」の声あり）議案第62号、何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いしたいと思います。

企画財政課長(佐野 仁君) 続いて、議案第63号平成30年度美里町水道事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては159ページ、資料編につきましては33ページでございます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、会計管理費についての補正予算でございます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

164ページ、165ページをお開き願います。164、165でございます。

1款水道事業収益に1万6,000円追加いたしております。2項営業外収益の2目他会計補助金1万6,000円追加いたしました。これは職員の児童の出生に伴い児童手当に基づく経費に充当する一般会計補助金を追加するものでございます。

これによりまして、収益的収入合計を7億3,520万1,000円といたしております。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。

166ページ、167ページをごらん願います。

1款水道事業費用に531万円追加いたしました。1項営業費用の1目原水及び浄水費で修繕費338万円減額いたしました。これは平成30年度に梅ノ木取水場で予定しておりました取水口トラブル修理及び取水口水門通路修理について、年度内に事業が完了しないことから減額を行うものでございます。2項営業外費目の3目消費税及び地方消費税に869万円追加いたしました。これは平成30年度の支出額の減少にともない消費税及び地方消費税の納税額が増加することが見込まれるため追加を行うものでございます。

これらによりまして、収益的支出合計を7億1,739万8,000円といたしております。

次に、資本的収支の収入について御説明申し上げます。

168ページ、169ページ、次のページです。ごらん願います。

1款資本的収入で70万2,000円減額いたしました。3項工事負担金の1目工事負担金70万2,000円減額いたしました。これは、工事請負費の精査により予定どおり消火栓への設置できなかったことによる工事負担金の減額でございます。

これらによりまして、資本的収入合計を1億5,292万6,000円といたしております。

以上の補正に伴い、第4条予算第10条に定めた他会計からの補助金についてあわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

議案第63号について、何かございますか。(「なし」の声あり)なしという声がありましたので、次、お願いしたいと思います。

企画財政課長(佐野 仁君) 続いて、議案第64号平成30年度美里町病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

議案書170ページ、資料編につきましては34ページとなります。

今回の補正につきましては、業務の予定量、収益的収入及び支出の補正予算でございます。

初めに、収益的収入について申し上げます。

172ページをごらん願います。

1款病院事業収益で1,790万3,000円減額いたしました。1項医業収益の2目外来収益で1,790万3,000円減額いたしました。これは、外来延べ患者数が減少していることから1日平均患者数の減少を見込んだものでございます。

これによりまして、病院事業収益合計を6億8,863万1,000円といたしております。

次に、収益的支出について御説明申し上げます。

次のページ、173ページをごらん願います。

1款病院事業費用で271万円減額いたしました。1項医業費用の3目経費で委託料271万円減額いたしました。

これによりまして、病院事業費用合計を7億3,672万円といたしております。

以上の補正に伴いまして、業務の予定量についてあわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容でございます。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

議案第64号について、何かございますか。よろしいですか。よろしいですか。(「はい」の声あり)

では、次を。

企画財政課長(佐野 仁君) 次に、議案第65号平成30年度美里町下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては174ページ、資料編につきましては35ページでございます。

今回の補正につきましては、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、議会への議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金についての補正予算でございます。

初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

182ページ、183ページをごらん願います。182、183ページでございます。

1 款公共下水道事業収益に680万1,000円追加いたしました。1 項営業収益の3 目その他の営業収益に6 万5,000円追加いたしました。2 項営業外収益の3 目他会計補助金に215万8,000円、4 目長期前受金戻入に34万9,000円、5 目雑収益に11万8,000円、それぞれ追加いたしました。3 項特別利益の1 目過年度損益修正益に411万1,000円追加いたしました。

2 款農業集落排水事業収益に269万5,000円追加いたしました。2 項営業外収益の1 目他会計補助金で60万6,000円、2 目長期前受金戻入で83万2,000円、それぞれ減額し、3 目雑収益に249万7,000円追加いたしました。3 項特別利益の1 目過年度損益修正益に163万6,000円追加いたしました。

これにより、収益的収入合計を9 億9,459万5,000円といたしております。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

184ページ、185ページ、次のページでございます。ごらん願います。

1 款公共下水事業費用に275万4,000円追加いたしました。1 項営業費用の3 目流域下水道維持管理費に135万7,000円追加いたしました。これは、宮城県が運営する鳴瀬川流域下水道の維持管理負担金の今年度の負担額が確定したところによるものでございます。6 目用務費で19万3,000円減額いたしました。これは、受益者負担金還付金の変更に伴う還付加算金の補填額でございます。7 目総係費に5 万4,000円追加いたしました。これは、職員の昇給に伴う賞与引当金等の増額でございます。8 目減価償却費に203万1,000円追加し、9 目資産減耗費で49万5,000円減額いたしました。これは、平成29年度取得資産の帳簿原価の確定に伴う減価償却の確定及びマンホールポンプ等の今年度除去する固定資産が決定したことに伴い補正するものでございます。

2 款農業集落排水事業費用で143万9,000円減額いたしました。1 項営業費用の5 目総係費に5,000円追加いたしました。これは、職員の昇給に伴う賞与引当金等の増額でございます。6 目減価償却費で36万7,000円、7 目資産減耗費で107万7,000円、それぞれ減額いたしました。これは、平成29年取得資産の帳簿原価の確定に伴う減価償却費の確定により処理場機械設備等の今年度処分する固定資産が決定したことに伴い補正するものでございます。

これによりまして、収益的支出合計を9 億5,239万3,000円といたしております。

次に、第4 条予算第4 条の資本的収支の収入について申し上げます。

次のページ、186ページ、187ページをごらん願います。

1 款公共下水道事業資本的収入で108万6,000円減額いたしました。1 項企業債の1 目企業債

で110万円減額いたしました。2項負担金の1目公共下水道事業受益者負担金に1万4,000円追加いたしました。

2款農業集落排水事業資本的収入に6,038万8,000円追加いたしました。1項企業債の1目企業債に3,390万円追加いたしました。2項分担金の1目農業集落排水事業分担金で105万円減額いたしました。3項補助金の1目県補助金に2,753万8,000円追加いたしました。

これにより、資本的収入合計を10億4,321万3,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。

188ページ、189ページ、次のページになります。

1款公共下水道事業資本的支出で150万9,000円減額いたしました。1項建設改良費の2目建設諸費で115万5,000円減額いたしました。これは職員の昇給に伴う職員引当金等の増額のほか受益者負担金還付金の変更に伴う減額であります。3目流域下水道施設事業負担金で85万4,000円減額いたしました。これは、鳴瀬川流域下水道にかかわる建設改良事業負担金が確定したことに伴う減額でございます。

2款農業集落排水事業資本的支出に6,020万円追加いたしました。1項建設改良費の2目処理場建設改良費に6,020万円追加いたしました。これは、国の補正予算(第2号)に伴う更新工事請負費の追加でございます。

これによりまして、資本的支出合計を13億4,875万4,000円といたしております。

175ページ、第4条までお戻り願います。175ページの下段の第4条でございます。

第4条資本的収入が資本的支出額に対し不足する額を3億514万1,000円に、補填財源を過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,802万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,833万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,876万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,001万7,000円に補正しております

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めました業務予定量、続いて、176ページの第5条でございます。第5条予算第6条に定めた企業債、続いて、隣のページの第6条予算第9条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条予算第10条に定めた他会計からの補助金につきまして、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいいたします。

委員長(前原吉宏君) 御苦労さまです。

ただいまの説明について、何かございますか。

副委員長(平吹俊雄君) 請負工事、どこですか。

企画財政課長（佐野 仁君） あそこ、ちょっと資料、「中埜」の声あり）いや、こちら南郷地域の、違う、処理場か（「処理場」「処理場の機能強化が、今回補正ついて」の声あり）補正予算がついて、31年度を予定していたんですけども、処理場の機器更新関係の工事請負、こちらを前倒して行う内容となって、「31年度」の声あり）31年もやる予定だったんですけども、その分の予算が国の精算で前倒して来ましたので、「場所は南郷」の声あり）こちらは南郷の第2。（「第2」の声あり）

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに、よろしいですか。

では、次に進みたいと思います。お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第66号権利を放棄することについての内容について御説明申し上げます。

議案書190ページ、資料編につきましては36ページとなります。

町営住宅使用料について、消滅時効に係る時効期間が経過し、債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないことから債権の回収が不能であると判断いたしました。この町営住宅使用料に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、防災管財課長から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第66号、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次、お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第67号同じく権利を放棄することについてでございます。

議案書191ページ、資料編については37ページとなります。

学校給食費について、消滅時効に係る時効期間が経過し、債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないことから学校給食費債権の回収が不能であると判断いたしました。この学校給食費に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、教育次長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 引き続きまして、議案第68号こちらも権利を放棄することについてでございます。

議案書192ページ、資料編については38ページとなります。

水道料金について、消滅時効に係る時効期間が経過し、債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないことから水道料金債権の回収が不能であると判断いたしました。この水道料金に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、水道事業所長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第69号大崎地域広域行政事務組合の規約の変更についてでございますが、議案内容説明の前に、議案書及び資料編のほうに、理由なんです、ちょっと間違いがございましたので、ちょっと内容の説明をさせていただきたいと思っております。

委員長（前原吉宏君） では、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、説明させていただきます。

まず、議案書193ページの理由の欄の3行目「また」からになりますが、新消防本部庁舎の建設が完了したことから、建設用地の取得に関する経費の関係市町村の負担金の負担区分に係る規定を変更するものであると、こういうことでしたが、こちらにつきましては、完成したと表記してございますが、大崎広域のほうに確認したところ引き渡しが3月12日ということで、まだ完全に引き渡しが完了していないということでございましたので、ここの部分につきましては「完了したことから」という部分を「完了することから」に変更をお願いしたいということでございます。あわせて資料編39ページの理由の欄の、こちらも3行目になりますけれども、こちらも同様に「完了したことから」の表記を「完了することから」に変更をお願いしたいという内容でございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、当日。

総務課長（佐々木義則君） 会議初日にシールで訂正をお願いできればと思っております。

委員長（前原吉宏君） よろしいですね。（「はい」の声あり）初日。持ってきてもらうようにね。

事務局長（吉田 泉君） 連絡いたしますので。議運以外の議員さんには連絡いたします。

委員長（前原吉宏君） では、局長のほうから連絡してください。

総務課長（佐々木義則君） 申しわけございません。よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） では、説明をお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第69号大崎地域広域行政事務組合格約の変更について御説明を申し上げます。

大崎地域広域行政事務組合の新消防本部庁舎の完成に伴い、組合の事務所の位置を変更するとともに、新しい消防本部庁舎の建設が完了することから、建設用地の取得に関する経費の関係市町の負担金の負担区分に係る規定を削るため、規定を変更するものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

以上、よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案69号について、何かございますか。（「なし」の声あり）

それでは、午前中これまででいいですか。（「お昼だな」の声あり）

では、全体を通して、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、議案等については以上にいたします。

それでは、執行部の皆さん御苦労さまでした。

では、ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開は1時半でいいですか。では、1時半。

午前 11時56分 休憩

午後 1時23分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開いたします。

委員全員出席でございますので、委員会は成立しております。

次に、2)番、一般質問の発言順番に入ります。

今回、10名の方から出されております。抽選につきましては副委員長、よろしく願います。事務局、準備をお願いします。

事務局長（吉田 泉君） では、抽選のほう受付順に始めさせていただきます。

まず最初に10番柳田政喜議員、7番です。次に9番山岸三男議員、3番です。次に11番前原吉宏議員、2番です。次に13番福田淑子議員、1番です。次に2番鈴木宏通議員、10番です。次に7番佐野善弘議員、9番です。次に6番手島牧世議員、4番です。次に4番吉田二郎議員、8番です。次に3番村松秀雄議員、5番です。最後になりますが5番平吹俊雄議員、6番です。

では、発言順を申し上げます。1番目が福田淑子議員、次が前原吉宏議員、その次が山岸三男議員、その次が手島牧世議員、その次になりますが村松秀雄議員、その次6番目になりますが平吹俊雄議員、7番目が柳田政喜議員、8番目吉田二郎議員、9番目佐野善弘議員、最後が鈴木宏通議員になります。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） 一般質問の発言順番については以上でございます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、3)番、会議の期間及び議事日程に入りたいと思います。

会議の期間につきましては3月5日火曜日から3月25日月曜日までの21日間といたします。議事日程につきましては別紙のとおりですが、事務局長のほうから会議の流れについて補足説明お願いしたいと思います。

事務局長（吉田 泉君） 説明の前に、今お手元に初日の議事日程を配付させてもらっていますが、ちょっとそちら差しかえをさせていただきます。今回、特別委員会の中間報告を初日に予定してございますので、1枚物で初日のやつがあります。そちらちょっと差しかえをさせていただきます。

では、お手元の3月会議の期間及び審議の予定表ということで、こちらで済みません、したいと思います。

今回、一般質問が10人ということになりましたので、議長と調整をさせていただきまして、第1日目になりますが、この日にまず特別委員会、行財政・議会活性化調査特別委員会の中間報告、これをお手元の初日の議事日程でございますが、この日にまず行います。それで、執行部に特に詳細説明の部分、こちらを文書でということになっておりましたので、早速3月5日付で文書で出させていただきます。初日、一般質問は一応今のところ3人で、2日目が5人、3日目2人と。あくまでも予定でございますので、時間の流れも見ながら、時間が過ぎるような場合そのときの状況を見ながら、人数的にはあくまでも予定でございますので、5人と予定していても4人となって3日目が3人になるということもあるかと思いますが、一応最初の予定としては、目安として3人、5人、2人という予定でございます。今回は3月会議というこ

とで、常任委員会の研究テーマの設定、こちらを設定しましたということを経長から報告をさせていただきます。こちら初日です。

3日目なんですけれども、一般質問終わりました、その後議案の審議に入るかと思うんですが、そのときに報告の第17号から一応議事日程には挙げさせてもらいますが、こちら審議の流れを見ながら、当然そこまで、時間までにちょっとなかなか審議ができないというときは翌日回しということになるかと思いますが、議事日程上は報告の17号から議案58号の工事変更協定の締結ぐらいまで一応目安としてございます。

4日目、3月8日になりますが、こちらは午前中、中学校の卒業式が入ってございまして、審議のほうは午後ということになります。一応時間ですね、こちらに1時半とあらかじめ、午後で本会議を通常開くというのはそんなにないもんですから、一応1時半ということでこちらに入れさせてもらっております。この日は半日の審議ということもありますので、一応目安としては議案59号から65号までの補正を一応目安としてございます。

月曜日、3月11日になりますが、こちらの議案審議につきましては、議案第66号の権利の放棄から新年度予算で一括議題とさせていただきます、提案理由説明、あとは詳細説明まで3月11日に行わせていただきたいと思います。

12日につきましては、新年度予算総括質疑のほうから入らせてもらいまして、あとは特別委員会の付託と分科会設置という流れになるかと思いますが、当然、予定していた議事日程がもしできなかった場合は後ろにずれてくるような形になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その後、13日からは分科会の審査に入るわけですが、連合審査の通告の期限、こちら一応分科会を付託してから5日目ということにしてあります。3日目が、やはり午前中小学校の卒業式が入ってございまして、午後の審査という予定になってあります。今は一応この2日目の12時までというふうには案としてつくらせてもらっていますが、15日の例えば1時半までというのもないわけではないのかなと。3日目の場合もこれまでありましたので、一応2日目ということで、3月会議はどちらかという2日目のほうが多いということでしたので、2日目とさせていただきます。

その後、今回、今の段階で言われておりますのは、追加議案ですね、後で申し上げますが、追加議案もありますし、全員協議会の開催のほうも予定しているところでございます。それで、20日に、いつもの流れでいきますと連合審査、現地調査という形になります。今回は、この20日の午後2時半から広域議会の議運を予定している関係もございまして、こちらの連合審査は

午前中としております。午前中に審査させてもらいまして、午後に現地調査という形にさせてもらっております。それで、ちょっと聞きましたら、大体追加議案が出るのが19日、20日ぐらいの予定と聞いておりました。そのタイミングで追加議案を配付する前に全員協議会というお話をちょっと聞いておりましたので、お願いしたいということで、19日、20日の部分で全員協議会、追加議案という流れになるのかなと今のところ予定しているところでございます。

3月22日が分科会審査のまとめということで、この日も実は広域議会の全協が9時15分と、臨時会議10時ということでこちらに予定が入っております、これも1年も前から新庁舎建設の関係で、例年はちょっと早いんですね。それは前からは言われていたことなんですけれども、ちょっとうちがどうしても議会中ということで、ちょっとバッティングしているところなんです、このような予定になってございます。

最終日になりますが、特別委員会を行った後、本会議のほうで委員長報告と議案審議、こちら新年度予算になりますが、その後、今のところ行政報告があくまでも予定なんです1件、新年度予算で追加議案として8件を予定してございます。その後に議員発議、要するに、今意見書等の議員発議という予定になっております。

今回は議員派遣の予定はございません。

ちょっと御確認ということで、連合審査の質疑通告の期限ですね、こちら2日目ということで、分科会、特別委員会付託して分科会設置してから2日目というふうにさせてもらっていました。こちらの部分と20日午前中に連合審査という形にさせてもらって、その後現地調査。万一、連合審査が延びた場合というとなんなんです、午後の現地調査に影響してしまう場合もあるのかなと、場合によっては、終われなかった場合、連合審査が午後になればそういうことはないんですけれども、今回は午前中に行っている関係でそういう関係が出てくるのかなというのがちょっと危惧しているところでございます。

あと、今回は当日の配付として、特別委員会の中間報告書、あとは教育、民生常任委員会の常任委員会報告書、こちらは5日に配付をする予定となっております。

一連の流れは以上でございます。

委員長（前原吉宏君） 今、局長から説明いただきました。これらについて何か、よろしいですか。千葉委員。

委員（千葉一男君） ちょっと確認。全協も予定していると。これはいつごろだか。

事務局長（吉田 泉君） それで、さっき申し上げましたが、今ちょっと調整しているところなんです、議案の追加される議案の関係もありまして、19日に全員協議会をお願いできない

かということです。(「追加議案もできない」の声あり)そして、当然この日は分科会審査に入
ってございますので、その辺の調整しながらと申しますか、4時ぐらいかなと、遅くても4時
ぐらいから全員協議会を始めないと、というふうには思っていたんです。

それで案件も、これもあくまでも今の予定でどうなるかわからないところもありますが、3
件ぐらいです。その辺ちょっと調整が必要になると。(「3月19日の4時から全員協議会」「一応
予定ということで」の声あり)予定なんです。まだ決まっている……ただ、このぐらいにした
ら、その追加議案の関係でどうしてもこのぐらになってしまうということです。(「議運が20
日の」声あり)

それで、今ちょっとお話ししているのが追加議案です。例えば、19日の全協が終了後に例え
ば、もし、やらせていただけるのであれば、そうなると間違いなく議運は5時は過ぎているか
と思いますので、翌日の20日のどこか時間的な部分、どこかのちょっと調整させていただくか、
それとも、もう19日にちょっと時間遅くなっても19日に議運を行うか、そういう調整がちょっ
と必要になってくるのかなと思っておりました。(「20日の連合審査と現地調査がなぜこうひっ
くり返ったかというのは」これは申し上げましたが、広域議運が午後2時半から入っておりま
して。(「わかりました」「あとはできるだけ後ろにぎりぎりならないように、時間を延ばすこ
ろはやっぱり勇気を持って延ばして、本当に、後ろにぎりぎりにしたら」の声あり)その辺、
まだ調整の段階ですので、もう少し調整させてもらいますが、大体この19日、20日の部分で全
協と追加部分が出てくると申しますか、タイミングになるということだけ。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。ほかに何か。よろしいですか。(「はい」の声
あり)

では、次に進みたいと思います。(「ごめんなさい。連合審査の通告、これでいいんだね」の
声あり)

事務局長(吉田 泉君) 確認ということで、今、何も、このままよければこのままで。(「2
日目の12時までだね」「そうですね」「ちょっといいですか。休憩でいいですか」の声あり)

委員長(前原吉宏君) 休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時44分 再開

委員長(前原吉宏君) 再開します。

よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次、4)番、陳情、要請等に入らせていただきます。

今回はお手元に陳情書等の別紙のとおり4件となっております。内容確認のため、時間をとりたいと思います。20分ですか。2時5分まで。

午後 1時45分 休憩

午後 2時03分 再開

委員長(前原吉宏君) それでは、再開いたします。

内容についてお読みいただいたと思いますが、取り扱いについてはどのようにしたらよろしいでしょうか。1点ずつ受けるんですか。

では、1点目、いいですか。(「全体で協議していいと思います」の声あり)よろしいですか、全体で協議して。(「はい」の声あり)

それでは、全体で協議していきたいと思いますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。(「今回は配付のみでいいのではないかと考えておりますが」「はい」の声あり)配付のみという声がありましたけれども、よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、陳情等の扱いにつきましては、配付のみとさせていただきます。

陳情、要請等については以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、4のその他に入ります。

何か、ありませんか。

それでは、事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局長(吉田 泉君) ちょっとその前に、こちらの資料の配付をさせていただきます。元号の関係です。

こちらの、県の議長会のほうからちょっと、各議会からやっぱり問い合わせがあったようでして、その関係で来ておりました。

委員長(前原吉宏君) お願いします。

事務局長(吉田 泉君) お手元の、まず資料を、平成31年度美里町議会定例会議の予定表(案)ということで、本日配付をさせてもらっています。30年度につきましては全て条例どおりの、初日が先ほど言った条例どおりの日にちとなっておりますが、31年度につきましては、この3月の定例会になるんですけれども、まずこちらが条例どおりとなってしまうと、一般質問の締切日とか議案送付日ということを考えてみますと、議案送付日が21日になるんです。ここに連休が入りまして、ぐるっと繰り上がってしまうということになってしまうんです。それで、

ちょっとその関係で執行部のほうの、当然、施政方針も絡んだりとか、職員の関係もあるのかなということで、あらかじめ執行部のほうと事務局レベルでちょっと話をさせてもらっていたんですが、そういうことをちょっと考慮すると、本日お手元の4日、1日ずらさせてもらって4日水曜日の初日ということで逆算してきますと、議案送付日が25日という形になるんですが、それで本日はこちらのほうで案をお示しさせてもらっていたところなんです。これである程度、特に3月の定例会議についてこれでよしとなった段階で、一応町長にこの部分で協議ということで、正式に協議ということにさせていただきたいなと思っておりました。

あと、今、配付をさせていただきました別紙ということになりますが、こちら、実は元号が5月から変わるということで、暦年でやっているところはもう1月から、1月は平成でずっときていまして、じゃあ5月になったときにどうなるんだとか、そういう部分をこちらに書いてあるんですが、西暦でどうかとか、いろいろ書いているんですが、結論から言うと、やっぱり元号は書いてくださいよというような内容になっておまして、本町の場合は年度でやっているところでありまして、4月に本会議があれば平成31年度4月会議という形になるかと思いますが、5月については 元年度美里町議会という5月会議という形になるかなというイメージではおりました。それで、執行部のほうに確認しましたら、当然今、平成31年度の新年度予算ということで議案の審議に入っていたんですが、こちらについては年間通して、あくまでも平成31年度、だから特別新しい 元年度というふうにはならないそうです。そのまま平成31年度でずっと、元年度についてもそういう状態になると。議会の呼称としては新しい元号の呼称ということにはなるんですが、新年度の予算についてはあくまでも平成31年度一般会計補正予算、そういう形で出てくるという部分です。その辺はあらかじめ申し上げさせていただきたいなと。

あと、こちらの手元に、2番目です、クエスチョンの2、アンサーが2となっていますけれども、標準で、うちは通年議会やる前は標準でした。こちらの町村議会の運営に関する基準と、これは標準の基準なんですけど、そちらの1と22という内容は同じだったんですが、通年議会に伴いまして、こちらは暦年じゃなくて年度という形を今とらせてもらっておりますので、多分そうじゃない場合は議会の判断になるってこちらに書いていますけれども、その辺ですね、平成元年の後に平成31年度で引っ張るのかという部分もあるかと思いますが、その呼称の部分。

説明は以上となっています。(「軽く質問いいですか」の声あり)

委員長(前原吉宏君) 千葉委員。

委員(千葉一男君) 今の説明の中でですけども、年度という意味はどういう意味なんです

か。年度。管理上の定義。

事務局長（吉田 泉君） 定義。

委員（千葉一男君） 年度というのは、今はもう何についても31年度でいいんだけど、4月1日から翌年の31日が年度になる。一般的には一年度としていたんですけども、年度という定義はどういうの。

事務局長（吉田 泉君） うちが多分4月1日から3月31日という部分での年度なのかなと、呼称としては。

委員（千葉一男君） 多分年度はそうなんだ。

事務局長（吉田 泉君） 多分それだけなのかなと思っているんですけども。

委員（千葉一男君） そうすると、途中で平成が、将来何とかって変わっても同じだと。最初に決めたのが年度でいきますというのが定義上は正しいんですか。

事務局長（吉田 泉君） それは、多分あと議会の判断になるのかなと思うんですけども。結局今おっしゃっているのは、平成31年度ですって回していくという。

委員（千葉一男君） 年度の、だから定義がどうなのかなということ。日にちは多分年度はいんだ。そこら辺の年度という定義が、要するに、1つの自治体だけの問題じゃないので。国としての例えば定義みたいなものがあるんだろうし、なければ、ものを説明したり、何かするとき、管理をしたり、特定をしたりするときの基準として何を使うか、共通した呼称なり、判定すると思うんです、管理上。だから、定義というものがあるのかなという単純な質問です。4月1日から3月31日、これは普遍ですよ。いつになっても。ただし年号は変わりますよね、今回だけじゃなく、今までも。その辺の定義はどうなっているのか。ないの。

事務局長（吉田 泉君） 特にそういう、そのときの年号に合わせるということなのかなと、思っていたんですけども。

委員（千葉一男君） ないならないで。

事務局長（吉田 泉君） 一応期間的には4月1日から3月31日を年度というという定義にはしているんです。元号が変わるといって細かいところは多分但し書きだけで、細かい規定が今はしてありませんので、元号が変わればそれに合わせて呼称を変えろというぐらいのイメージなのかなと、今の段階では。

委員長（前原吉宏君） 前回の昭和63年度っていかがですか。

事務局長（吉田 泉君） あれは暦年で1月1日からでした。うちも議会は暦年でやっています、だからその辺はスムーズにいくんです。今、暦年でやっているところは1月から平成31

年、例えば第1回臨時会とかって始まります。1回、2回行って第3回行ってきて、元号が変わったときに、その平成の元号を使ってその年中は使えないんでしょうかというような、多分、これQ & Aになっていると思いますけれども、いやいや、新しい元号使ってくださいと。そのかわり、回数は前回は4回だったら5回ですよとか、前回は1回だったら2回ですよという、多分記載になっているんだと思うんです。(「どうするの」「今の説明だと、一律に年号は一律に合わせると、現実には、その規定どおりに合わせると」の声あり)多分そのぐらいの、呼称というんでしょうか、議会名という位置づけで、多分そのぐらいのイメージでいるのかなと。今回の改元にあわせてその辺もうちょっと整理づけるというのも一つなんだと思うんですけれども。

委員(千葉一男君) これは我々が同意するんじゃなくて、もっと別なものじゃないかと私は思って、今質問しているんです。要するに、昭和の場合は1月7日ですよ、崩御したの。今回は存命の中で継承するから1日をとっているけれども、そうすると、今度管理するときに、例えば、3月会議としてこれはこうだけれども、1月7日までは昭和で8日からは平成という管理をしている。

事務局長(吉田 泉君) 前回の改元のときは、やっぱり通達があったそうなんです。今回はちょっとまだ通達が来ていないという部分もあるようです。ちょっときょう確認しましたが。

委員(千葉一男君) 地方自治体で確認というわけにいかないよね。

委員(鈴木宏通君) 一度、私ちょっと頭の中の整理できていないんだけど、例えば、平成31年4月30日までありますよね。5月1日から 元年になります。その5月以降も平成31年度の事業計画でいくわけですよ、1年間。多分さっきの説明ですと。

事務局長(吉田 泉君) 多分そうなるんだと思います。何年度というのは変えないんだと思うんです。

委員(鈴木宏通君) 振り返ったときに、要は、もし 元年5年度、6年度、 元年というのはないってそのときの前の事業の経年度で平成31年度のそのときの事業の内容なり決算がここに生じるわけですよ。

事務局長(吉田 泉君) 事業名はですね。

委員(鈴木宏通君) 何かうんとややこしい。

事務局長(吉田 泉君) そういう、いつ開催したとか何とかというのは全部新しい元号。

委員(鈴木宏通君) 31年度決算って、後の11カ月も平成31年度でしょう。(「11カ月も長くなる」の声あり)

委員(千葉一男君) 実際にそれは議決しているの。ちゃんとこの議案は議案としてなって、

議案にはなっていないのかもしれないけれども、だからいいのかな。最後に予算になったとき、今だったら平成で組むわけだ。

委員（鈴木宏通君） もちろんそうです。

委員（千葉一男君） 議会でそれでいいですか。平成となっているので。

委員（鈴木宏通君） だけれども、その議案の中に5月1日から 元年に事業をこういうふうになりますという副題はオーケーなんですかね。

委員（千葉一男君） だからそれがわからない。だから質問したのさ。

委員（鈴木宏通君） 俺もわからないけれどもね。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時27分 再開

委員長（前原吉宏君） では、再開します。

それでは、今の元号につきましては、通達はまだある可能性もあるので。

事務局長（吉田 泉君） そうですね。きょう確認したところではまだ通達が来ていないよということでしたので。

委員長（前原吉宏君） それを見ながら、今の質問の中では、執行部の案に、31年度につきましては31年度予算・決算で進めていく。会議のほうに関しては、その新しい元号で5月から使うということになるそうです。

ほかに、もう一枚、ペーパー渡してもらったと思うんですけども、平成31年度の美里町議会定例会議予定表（案）というのについて、ちょっと、その元号も変わるわけですね。

事務局長（吉田 泉君） それはそのまま。（「それは元号どおりでいいんだね」の声あり）それは、そうなればそこ全部上書きになります。今の時点での、つくってはいたんですけども、要するに、 元年度美里町議会定例会議予定表で、当然（「1年度だって」の声あり）新しいほう。（「これは議会内だけだから」の声あり）ええ、これは。ただ、4月1日の課長等会議で一応全課には周知するようにはなっていますけれども。多分、最初が 元年6月3日、元年6月5日。年越えますと 2年2月25日というふうに多分なると思います。

委員長（前原吉宏君） その中で、私が確認したかったのは、その 2年3月定例会の議案送付日と第1日目までの日程のつかみ方。よろしいですよ。確認です。1日おくれる。（「さっきのね、さっき説明したよね」の声あり）いいですね。（「はい」の声あり）

では、ほかになければ、これもちまして議会運営委員会を終了いたします。ああ、もう一つあったね。（「閉める前に」の声あり）ああ、そうですね、失礼しました。忘れていました。

それでは、局長、お願いします。（「局長、休憩だ」の声あり）

それでは、休憩、ちょっと入ります。もう一つ、忘れていました。

午後 2時30分 休憩

午後 3時07分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開いたします。

では、以上、終わりましたので、副委員長、お願いします。

副委員長（平吹俊雄君） 長い時間にわたって、御協議ありがとうございました。

今、何かちょっと春めいて。前に何か2月に雪が降らないという2002年以来というような感じで、本当にあっただかくなったんだなという感じがしております。逆にこう、農繁期になった場合、冷害にならなければなという思いはありますけれども、去年みたいな酷暑になることを期待して、（「期待するのですか」「エアコンもつけたべしね」の声あり）それは冗談としまして、やはり適当な、とにかく気温になりますようにと思います。

皆さん、大変御苦労さまでございました。

午後3時08分 閉会